

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成17年8月11日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)接種シーズン前における各都道府県(以下「県」という。)の供給体制に対する考え方を8月24日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。県や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんどの県が、委員会を設置又は検討中(既存のもので対応する場合も含む)であり、無しとの回答でも必要に応じ会議を開催する県もあった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注文量について

- | | |
|-------------|------|
| ・ 協力要請の通知 | 34 県 |
| ・ 調査の実施、予定 | 5 県 |
| ・ 医療機関等への指導 | 5 県 |

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ 在庫調査の実施、予定 45 県
- ・ 情報の公開 3 県
- ・ 協力要請を行 2 県

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむ得ない。
- ・ 関係機関等へ返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないように要請する。

④ 高齢者の予防接種対象に対する接種勧奨期限について

- ・ 12月まで 25 県
- ・ 1月まで 2 県
- ・ 流行期間中は、接種勧奨期間とする。 1 県
- ・ その他 19 県

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 在庫調査をもとに管内におけるワクチンの融通を行う。 34 県
- ・ 接種が可能な医療機関情報など各種情報の提供を行う。 8 県
- ・ 検討中 4 県
- ・ 原則、返品を認めないことを前提とし、融通方法の取り決めはない。
ただし、結果的に広域的に不足が生じた場合は、対策会議を開催し、
対応策を協議する。 1 県

⑥ その他新たな対応について

- ・ 多量にワクチンを返品した医療機関の公表や融通ワクチンの配布法については検討中
- ・ 高齢者の定期予防接種を広域化し居住地の市町以外で接種できる体制とする。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動向期限について	ワクチン不足の場合の対応について	
北海道	インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る対応全般。	インフルエンザの予防等に係る対応。		医療機関からの定期報告・集計及び緊急調査接種可能情報の提供等の対応。	既存のインフルエンザワクチン安定供給連絡会議で対応する。	適正な発注・供給を行うよう、関係団体及び医療機関に文書で協力を要請した。	医療機関、卸売販売業者に対し在庫等の調査(毎月の定期報告及び緊急報告)を行う。	医療機関、卸売販売業者に対し、改善に努めるよう文書で要請した。	市町村に対し文書で依頼する。	道内の融通について、医療機関及び卸売販売業者に協力を要請する。また、道外融通・追加納品分の納入先医療機関の選定については、医師会等と協議を行う。	
青森	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有(10月に開催予定)	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。	随時在庫等の調査は実施することとしている。	県が返品を禁止することはできないことから、卸売業者等の事情に任せることとするが、この商慣習の改善については、昨年度と同様に医療機関及び卸売業者に対し依頼することとしている。	各市町村に対して、通知等により12月末までの間に期限を設定するよう依頼している。	昨年度と同様に、各医療機関の在庫状況及び卸売業者の情報を基に、医薬品卸組合に対し、卸売業者を通じての融通を依頼することとしています。	
岩手	県医薬品卸業協会を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫流通状況の調査及び融通の場合の協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足医療機関への融通調整		予防接種可能医療機関の確認・把握及びインフルエンザ流行状況の把握	インフルエンザ対策連絡会議を開催(例年 10月に開催)	過度な注文量とならないよう医療機関を指導している。	県医薬品卸業協会の協力のもと、例年、卸売販売業者の在庫状況及び医療機関への供給状況の調査を実施している。また、必要に応じ医療機関の在庫状況の確認を行う。	県医薬品卸業協会の協力により多量の返品がないよう調整しているが、返品する場合は早い時期に申し出るよう医療機関等を指導している。	流行のピーク前に予防接種を完了するよう勧奨する必要があると考える。	県医薬品卸業協会の協力で全県での調整を図っているが、医療機関から県に過不足の調整依頼があった場合は、医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する必要があると考える。	
宮城	卸売販売業者に対するワクチン在庫状況調査 ・ワクチン不足時の国への融通要請 ・薬剤師会及び卸売販売業者との連絡調整	・インフルエンザ予防対策に関すること ・ワクチン安定供給対策会議の開催 ・予防接種可能医療機関の把握と情報提供	医療機関に対する情報提供等	・予防接種可能医療機関のワクチン在庫等の調査取りまとめ ・県民相談窓口	平成17年9月下旬から10月上旬頃開催予定	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン安定供給対策会議において適正な発注・供給を行うよう要請する。	各保健所、各都市医師会及び各卸売販売業者と連携を図り、在庫量等の調査を行う。	インフルエンザワクチン安定供給対策会議において、関係機関に改善協力を要請する。	12月末までに実施するよう市町村に周知する。	今後対策委員会内にて検討予定	定期的な医療機関及び卸売販売業者におけるワクチン在庫量調査を実施する。
秋田	・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン在庫状況等の調査 ・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン融通要請 ・血液対策課への融通要請	・安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HP) ・ワクチン不足時の医療機関等に対する在庫状況等の調査、融通要請		・ワクチン接種医療機関の調査、案内	平成17年9月2日	・医療機関等・卸売販売業者前年度の3割以上の注文量とならないよう協力を求める。 ・卸売販売業者から前年度の2倍以上の注文量がある医療機関の報告を受け、必要に応じて指導を行う。	保健所において、電話、FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に返品をできるだけ避け、返品を前提とした注文及び在庫管理をしないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう指導する。	・地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で備蓄しているワクチンを融通する。 ・在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。 ・全県的にワクチンが不足した場合は、厚生労働省に融通要請を行う。	
山形	卸売販売業者との調整	インフルエンザ対策連絡会議の開催 市町村への周知		接種可能な医療機関の把握及び県民への情報提供	インフルエンザ対策連絡会議をシーズン前に開催予定。	初回注文量が前年度実績を上回ることがないよう、在庫量を動員した追加注文とするよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	卸売販売業者に対しては適宜在庫調査を実施していく。 医療機関に対しては接種可能かどうか報告を求め、ホームページに状況を掲載する。	大量注文の場合は分割納入に協力するよう県医薬品卸業協会、県医師会、医療機関に対し通知。	予防効果の面から12月までの接種が望ましい旨市町村に周知する予定。	県医薬品卸業協会に対し、県内各地域ごとの流通量に偏りが出ないように通知。そのうえで卸売在庫が無くなった場合、県内に在庫なしとして対応する。	
福島	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整			各保健所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調整	委員会の設置はないが、インフルエンザワクチン等安定供給対策会議を開催(平成17年9月14日予定)	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成17年9月14日開催予定)において在庫等調査体制について県の案を示し、協力要請する考えである。	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成16年8月31日開催予定)において在庫等調査体制について県の案を示し、協力要請する考えである。	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成17年9月14日開催予定)において関係者に共通認識をもつよう、協力要請する考えである。	国からの通知を市町村等関係者に対し周知し、徹底を図る考えである。	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議(平成17年9月14日開催予定)において方針を決定する考えであるが、現時点では、昨年同様、保健所のホームページにより予防接種可能な医療機関をお知らせする方法を考えている。	
茨城	ワクチン需給状況に係る卸調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	平成17年9月下旬	昨年度の実績までとするよう、県医師会及び卸売組合あてて協力要請通知済。	医療機関及び卸売販売業者の在庫の定期調査への協力要請予定。	関係団体に改善協力要請通知済。	市町村へ早期実施(12月まで)の計画作成を依頼予定。	ワクチンの不足情報等を把握した時は、融通のための全医療機関調査を実施予定。	
栃木	ワクチン供給に係る調整、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供及び接種動向	医療機関における保管管理の指導	ワクチン供給に係る情報収集の実施、住民への情報提供	設置予定(9月14日)	医療機関、卸売販売業者に対して、全注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないよう通知する。	定期的に調査対象医療機関等の在庫本数等を調査、集計する体制を構築する。	返品を行わないよう通知する。また、接種希望者への予約の推奨、分割納入を行うよう通知する。	流行が始まる前、可能な限り早期に接種が行われるよう広報等の依頼を市町村等に対し行う。	医療機関に在庫のあるワクチンを融通することは、品質の責任という観点から望ましくないと考える。 ワクチンが偏在し、接種できないという県民の苦情に対しては、在庫調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種が可能な医療機関の情報提供を行う。	
群馬	卸売販売業者の在庫量等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給全般	・インフルエンザ対策委員会の設置 ・法に基づく高齢者の予防接種に関すること		・管内医療機関の在庫量等の調査 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	設置予定 10月	卸売販売業者、医師会に対して、過剰な発注をしないよう協力要請した。	卸売販売業者の在庫等については、定期的に調査を実施し、不足傾向がみられた場合には、医師会の協力を得て、全医療機関の在庫等の調査も実施する。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の返品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するように、市町村へ依頼する。	接種可能な医療機関を把握して、住民へ情報提供する。また、卸売販売業者を介した医療機関間の融通を要請する。	
埼玉	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議の設置・運営 ・卸売業者の指導	・インフルエンザワクチン安定供給対策会議への参加 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供	有り (平成17年9月13日開催予定)	国の通知を受け指導するが、すべての医療機関が必要量を注文することは、一層のワクチン不足を招く恐れがあることから、慎重な対応をしていきたい。	医療機関については、市町村が定期及び緊急時の調査を行う。	国の通知を受けて指導するが、根本的に返品を認めないというシステムにすべきと考える。	国の通知を受けて指導するが、根本的に返品を認めないというシステムにすべきと考える。	ワクチン不足が生じた場合、医療機関同士の融通は困難である。 卸売販売業者において不足した時点で、国の確保分の提供をお願いしたい。	
千葉	(仮称)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売協会を通じ、卸売業者の在庫量等の調査等	・予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約・在庫量の調査(予定)	有	県医師会、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉支部を通じ、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各会員への理解を求めた。	県医薬品卸協同組合の協力のもと、ワクチン注文量が100本以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫量の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。	県医師会長、県民間病院協会、全国自治体病院協議会千葉支部あてて平成17年6月29日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、各会員に返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう理解を求めるとともに、県医薬品卸協同組合あてて同文書を通じ、組合員に分割納入を行うよう理解を求めた。	各市町村長あてて平成17年6月29日付けの厚生労働省関係課長からの文書を通じ、希望者が12月中旬までに接種できるような計画を作成するよう求めた。	県医師会及び県医薬品卸協同組合の協力のもと、供給に余裕のある地域から不足の地域に在庫ワクチンの融通要請を行う。	
東京	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知	病院への周知	診療所等との実質的な調整、調査	有(ただし、高齢者インフルエンザワクチン予防接種の実施にあたり設置した「高齢者インフルエンザ予防接種検討会」を活用し、昨年度からワクチン確保対策を検討している。)	適正な発注を行うべきである	定期的な在庫状況の報告を求めていく	品質の面から原則として認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない	流行期間中は、接種動向期間とする	混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	
神奈川	インフルエンザワクチンの流通に関すること。			インフルエンザの予防対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種に関する普及啓発、情報提供等	インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応策を協議する予定。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関に関しては、調査対象医療機関を選定した調査を検討中。また、卸売販売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸業協会等に対して、注文及び在庫管理にあたって返品が生じないよう、依頼済みであるが、返品可能な商慣習は、市場取引により行われているものであり、協力要請も強制力はないため、実効性においては限界がある。	・高齢者等の予防接種の動向期限について配慮いただきたい旨、市町村へ依頼済み。	・ワクチン不足等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況等の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、県保健福祉事務所等での情報提供も検討していく。 ・ワクチンが不足した場合に予防接種法に基づく高齢者の予防接種を優先したいと考えている。	定期的な予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査の実施と、県民への調査結果の情報提供について、今後検討予定。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動期期限について	ワクチン不足の場合の対応について	
新潟	・インフルエンザワクチンの需給状況の把握 ・必要に応じて対策会議を招集	インフルエンザ予防接種の早期接種動員		住民相談、情報提供	有(8月9日に会議開催済み)	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者で、原則として返品は認めないことで合意しており、過剰な注文とならないよう4者連名で医療機関へ通知を发出予定。	在庫等の調査は、卸売業者に対しては毎月、医療機関に対しては11月に実施予定。	県、県医師会、県病院協会、県医薬品卸組合の4者で、原則として返品は認めないことで合意しており、4者連名で医療機関へ通知を发出予定。	予防接種の時期については、10月～11月の接種をよびかけている。今年度は、県の広報媒体等を活用して県民へ周知を行うことを検討している。	原則として、返品を認めないことを前提とし、融通方法をあらかじめ取り決めることはしない。ただし、結果的にワクチン不足が広域的に発生した場合には、対策会議を開催し、対応策を協議することとしている。	
富山	・卸業協同組合との調整 ・卸売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	・管内の医療機関、市町村との調整 ・住民からの相談対応	H11年度から「インフルエンザ対策連絡会議」を設置しており、同会議の中で運用することを検討中	医師会、公的病院、卸業協同組合等あて、注文量が昨年使用実績を上回らないよう通知	・卸売業者における在庫状況については、定期的に把握予定。 ・全ての医療機関を対象に在庫状況を把握することは困難であり、感染症モニター医療機関を対象に調査予定。	・医師会、公的病院、卸業共同組合あて、改善に努めるよう通知	・接種動期期限を12月末までとするよう、市町村あて通知。	・予防接種実施状況等の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。	
石川	県内のワクチン供給状況の把握、調整	予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握		・市町村の予防接種実施体制の把握と指導 ・管内医療機関の在庫状況等の把握 ・接種可能医療機関等住民への情報提供	9月中旬に、インフルエンザワクチン等対策会議を開催する予定	国からの通知内容について、県医師会及び県医薬品卸組合を通じて、医療機関及びワクチン卸業者に周知する。	モニター医療機関及びワクチン卸業者から定期的に報告を受ける予定	県医師会及び県医薬品卸組合を通じて、医療機関及びワクチン卸業者に周知する。	市町村担当課あて周知する。	全医療機関在庫量等調査を行い、県内融通及び国への融通要請を行う。	
福井	県内で、不足が発生した場合、国との調整	各市町村、各保健所への依頼、指示 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		各管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	インフルエンザ予防対策会議(10月開催予定)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各保健所で調査。 卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	各市町村へ依頼。	接種可能医療機関について、情報提供を行う。	
山梨	・国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、集計、調整及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	・ワクチン接種の推進普及啓発 ・緊急時期に希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施	医療機関との調整	・緊急時期に接種希望する住民から接種可能医療機関の照会があった場合、個別に情報提供を実施 ・ワクチン不足の情報把握した場合は衛生業務課への報告	連絡会議を開催し安定供給体制についての協議を行うなど、関係機関の連携を密にこころをこめて対応することにより目的は達せられると考える。設置の必要が生じれば対応する。	昨年度の使用状況や今年度の予約状況などを勘案し、初回注文量が前年実績を上回らないように、また、追加の場合も必要量の注文を随時行い、返品を前提とした注文をしないよう、県内全医療機関に通知する予定。	医薬品卸業者を通じて調査を行う予定。	医療機関に返品を前提とした注文をしないよう通知予定。	市町村へ遅くとも接種期限を12月末までと設定するよう通知済み。	住民から接種可能医療機関の照会があった場合には、個別に情報提供を行う。	
長野	ワクチンの安定供給に関する業務 ・県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 ・関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種関係業務 ・県内患者発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		・管内医療機関等の在庫状況調査 ・管内患者発生状況の把握 ・住民への情報提供	「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」を開催している。 (「インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議」にインフルエンザ対策委員会の機能を持たせている。)	ワクチンを初回注文する際には、注文量が前年の使用実績を上回らないように、また、追加注文を行う際には、医療機関内のワクチンの在庫の消費状況を確認しながら、必要量の注文を随時行うよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	平成16年度と同様に、インフルエンザの患者発生状況を注視しながら、医療機関及び卸売販売業者のワクチンの在庫状況を定期的に把握し、医師会、医療機関を通じて接種希望者に情報提供する。	返品という商慣習について、その改善に努めるよう、医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	インフルエンザの流行シーズンに間に合うよう、12月中旬までに接種を終了するよう市町村に文書で要請する。	定期的に県内の医療機関の在庫状況を把握し、医師会、医療機関と協力しながら接種希望者に情報提供する。 また、融通の要請があった場合には、医療機関においてワクチンの品質の確保がなされていることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、医薬品卸協同組合を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	
岐阜	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸関係)	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン予防接種状況調査等市町村及び医療機関に対しての調査について		左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	平成16年9月に会議を開催予定	医薬品卸業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸業者に対して調査を実施する。	返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう、委員会において要請する。	12月中旬まで	地域医師会及び医薬品卸協会の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	
静岡	卸売販売業者における在庫量の把握(必要時) 県医薬品卸協会との連絡調整	インフルエンザワクチン供給対策の総合調整 ・インフルエンザワクチン対策協議会の開催 ・インフルエンザの予防及び予防接種に関すること ・在庫状況等の取りまとめに関すること		管内医療機関の在庫量の把握(必要時) 管内医療機関、郡市医師会、市町村との連絡調整	平成17年9月下旬開催予定(インフルエンザワクチン対策協議会)	国の通知を踏まえ、同様の依頼を県医師会、卸業協会、医療機関等へ行った。	必要に応じてインフルエンザ定点医療機関又は全医療機関に報告を求め、卸売販売業者に対して、定期的に流通状況等の報告を求める。	インフルエンザワクチン供給対策の観点から、国・県において引き続き関係機関に改善を要請する必要がある。	既にインフルエンザ予防接種実施要領に国の技術的助言として、12月中旬までに接種を受けられるよう計画を策定することが示されていることから、実施主体である市町村における地域の事情を踏まえた判断を尊重する。	インフルエンザワクチン対策協議会において検討	
愛知	・卸売販売業者のワクチン在庫情報等の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集・提供 ・不良ワクチンの流通防止	・予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		健康対策課及び医薬安全課に同じ	有	卸売販売業者及び医療機関等に対して、全注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないように配慮するよう周知する。	医師会及び卸売販売業者団体等の協力を得て実施予定	医療機関等に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう周知する。また、状況によっては、厚生労働省が接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討している旨医療機関に対して周知する。	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう計画し、かつ、体調不良等の場合について配慮するよう市町村に対して依頼する。	対応可能な方法を検討中	
三重	卸売販売業者団体との調整	総合企画、情報収集・提供		住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等	予防接種の対策等については「三重県公衆衛生審議会予防接種部会」が既にあり、対策については検討しています。	例年ほぼ適正な注文量であると思われる。	卸売販売業者の在庫等の調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	返品制度と分割納入によって医療機関が必要十分なワクチンを確保することが可能になるとと思われる。	できる限り流行の始まる12月中旬までに接種を行う必要があるが、世界的、全国的な流行状況により、動期期限後も接種が必要となることも想定されるので、期限を完全に12月中旬までとすることは望ましくない。	情報提供により地域、あるいは県内で調整する。調整の限界を超えた場合は国に依頼する。	
滋賀	・管内卸売業者の在庫調査 ・医療機関の在庫調査・調整			・接種可能な医療機関の情報提供	毎年11月中に開催している	昨年度の使用量を上回らないように呼びかけている	迅速に把握できる体制を整えている	改善の方向にあると考えている	特に問題なし	在庫を適切に把握し、県内の備在をなくす。県内で賅えなくなった場合には融通用のワクチンの融通をお願いする	
京都	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸業者との連絡調整及び情報収集	有(京都府インフルエンザワクチン等確保検討委員会を必要に応じて随時開催する)	京都府医薬品卸協会を通じて、状況を把握する。	同左	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン等確保検討委員会等を通じて、各医療機関に対し返品を前提としたワクチンの確保を行わないよう要請している。	12月末までの間に接種動期期限を設定する方向で、各市町村、医師会等関係団体との調整を進める。	京都府医薬品卸協会を通じて、府内での過不足を解消するため相互融通に努めるとともに、厚生労働省の協力を得て不足状態の解消を行う。	
大阪	医薬品卸売業者に対し、医療機関等への分割納入など、適正化についての協力依頼 予約や在庫の状況等について、定期的な報告の協力依頼	インフルエンザワクチンの供給体制にかかわる総括 予防接種法に基づく接種方法等の適正化について、市町村への指導 医療機関のモニタリング調査による在庫状況の把握			有り(大阪府インフルエンザ対策連絡会)	昨年に引き続き、医師会等に過剰な量の発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関数が10,000以上あり、医療機関全体の在庫の把握は事実上困難なので、抽出した医療機関で在庫調査を実施する。卸売販売業者の在庫数は、卸売販売業者等との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に医療機関からの返品不可が適当。早期に返品不可となるよう国に対して要望する。	インフルエンザ予防接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。	「多量にワクチンを返品した医療機関の公表」や「融通用ワクチンの配布方法」について、さらに検討する。	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動員期間について	ワクチン不足の場合の対応について	
兵庫	供給体制に関すること。	接種、対策に関すること。		管内の市町、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有り(既存のインフルエンザワクチン供給連絡会議(業務・感染症対策主管課、県医師会及び卸売販売業者団体により構成)を活用する。)	医療機関の全注文量が、前年の使用実績を上回らないように配慮するよう、医療機関及び卸売販売業者に対して、文書等で要請する。また、前年に取引実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を踏まえて調整し、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮するよう、卸売販売業者に対して、文書等で要請する。	シーズン中、定期的に又は必要に応じて、医療機関及び卸売販売業者の在庫情報等を短期間(3日間程度)で把握することができるよう、上記の供給連絡会議(委員会)において、予め体制整備等の調整を図ることとする。	医療機関及び卸売販売業者に対して、改善に努めるよう文書等で要請する。また、医療機関に対して、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう文書等で協力を求める。	市町に対して、12月中旬までの間に期限を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮するよう、併せて依頼する。	ワクチンが不足した場合の対応策を、上記の供給連絡会議(委員会)において、予め調整を図ることとする。(住民への情報提供のあり方、融通を受けたワクチンの配備の方法等)	
奈良	卸売販売業者への調査、指導	高齢者インフルエンザ予防接種に関する市町村の接種期間、単価及び接種医療機関名の情報収集			有	各医療機関からの注文量は、前年の使用実績を上回らない量とする。医療機関の在庫等の調査については県医師会と協議する。	国の依頼による卸売販売業者の供給状況調査は可能。	・卸売販売業者へは以前より指導しているが、医療機関に対しても同様に指導を実施しないと改善の進展は望まれないとされている。	・卸売販売業者に対する在庫等の確認並びに品質を確保した上での再配等の依頼を行う予定。		
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況の把握及び必要に応じた融通調整、保健所での対応方針の決定及び協力依頼、県インフルエンザ対策会議の開催	インフルエンザ流行週報の提出、学級閉鎖情報の公表、高齢予防接種者の啓発		インフルエンザ相談窓口の設置、予防接種可能医療機関に関する問い合わせ応答	有り(昨年度、2回開催)	ワクチン接種希望者について正確な予約集計に努め、適正な発注となるよう医療機関に依頼。	卸売販売業者に対する発注状況の把握について、調査開始、今後、医療機関等にも実施予定	望ましいとは言えないが、改善は困難であると思われる。	半数強の市町村が12月末、残りの市町村が1月末を設定見込み。	医療機関におけるワクチン在庫情報等に公表を行いたい。種々の対策においても不足が生じる場合には、地域間等でのワクチン融通を実施できるよう調整予定	在庫の迅速な把握のため、医療機関へ情報収集の協力依頼予定
鳥取	対策委員会を運営し、ワクチン供給体制の全体的な調整、情報収集・提供を行う。	インフルエンザの総合対策、情報収集・提供を行う。		管内医療機関における情報収集及び県民への情報提供を行う。	有	返品のないよう、適正な注文量とする。	定期的に、全医療機関、卸売販売業者から在庫等を報告してもらい、集計する。	発注した医療機関の責任において、返品は行わないこととして、医師会、卸売業協会と申し合わせされている。	市町村に対し、12月中旬までに接種が受けられる計画を作成するよう周知。	・接種可能な医療機関について、定期調査により把握し、県民からの問い合わせに保健所等で対応できるようにする。 ・県外からワクチンの融通を受ける場合、ワクチンを希望する全医療機関に公平に配分できるよう、配分先、配分本数を対策委員会で決定する。	
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・保健所が実施した在庫調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予防接種法に基づく接種状況の把握 ・卸売協会への在庫調査の実施			・医療機関での在庫調査等の実施 ・住民からのワクチンに関する照会への対応	平成17年9月中旬に設置予定	①保健所を通じての調査を実施	①医療機関に対しては保健所を通じての調査を実施 ②卸売業協会に対しては県で調査を実施	①医療機関等へ文書により通知	①市町村へ文書により依頼	①インフルエンザ対策委員会の開催 ②医療機関等及び卸売協会に対して融通しあうよう文書により依頼	
岡山	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン供給の情報収集(在庫調査を含む)・情報提供 ・ワクチン不足時の調整	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供		・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	平成17年8月30日開催予定	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないように協力を求めている。	在庫数量の把握等は負担が大きいため、必要最小限度で実施(頻度は未定)することで考えている。	公文書により関係団体に対して返品を行わないよう協力を求めている。	公文書により市町村に対して高齢者等の予防接種法対象者に対する接種動員期間について、12月中旬までに期限を設定するよう依頼している。	地域における融通については地域医師会が中心になって調整していたが、また、都道府県間の融通については医師会、病院協会の協力をいっただきながら医薬安全課が中心になって調整していくことで考えている。	
広島	・医療機関、ワクチンを購入する市町村及び卸売販売業者の在庫調査結果のとりまとめ ・在庫調査結果等関係機関への情報提供 ・国との連絡調整	・予防接種に係る関係機関の連絡調整		・医療機関及び市町村の在庫調査結果のとりまとめ ・住民への相談対応	有(平成16年9月2日設置)	平成17年7月1日付け通知に基づき、前年度実績に基づいた注文をするよう、7月8日付けで卸協同組合及び医師会等関係団体へ通知している。	実施予定。 参考：昨年度調査概要 初回予約本数が200本以上のうち、60ヶ所について、10月から2月まで2回の在庫状況調査を実施した。 注：卸売業者についても同様に調査した。	医師会等関係団体に対して、平成17年7月8日付けで当該改善を求めている。 また、分割納入制を推進することにより、返品を前提とした注文及び在庫管理は行わないよう無給調整連絡会においても再度改善協力を求めている。	管内各市町村に対して、接種期間を12月中旬までとするよう関係者へ周知する。	左記の在庫調査に基づき県内で融通を考へるが、対応困難な場合は、追加要望をする。	
山口	・医薬品の安定供給に関すること ・卸売販売業者のワクチンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療機関の在庫調査、調整の依頼	・結核、エイズその他の感染症に関すること ・予防接種に関すること ・予防接種法におけるインフルエンザワクチン接種動員		・上記に対する県民への相談窓口 ・予防接種の実施に対する市町村への指導 ・ワクチン不足時における接種可能医療機関の情報提供	有	平成16年度実績 約24.0万本 平成17年度の供給予定 26.4万本以上 8月25日現在の予約 約23.1万本 平成17年の供給予定量は昨年実績の10%以上の増加が見込まれている。8月25日現在の注文量は23.1万本で、昨年実績と同等で、供給量が需要量を上回っている。今後増加する見込みであるが、概ね適正に対応出来る見込み。	平成17年度山口県感染症健康危機管理対策協議会内の結核・インフルエンザ部会において協議する予定。 卸売販売業者の在庫量はシーズン中2度程度調査する。医療機関の在庫量はワクチン供給量に不足が予想されるような場合、医療機関においても個別に調査する。	山口県医師会、各市町村長等の関係者に対し、初回注文は昨年実績を上回らないよう、また、返品をしない等文書で依頼した。(平成17年7月7日通知済)	各市町村長に対し、接種動員期間を12月中旬までの間に定め、広報等を通じて徹底するよう文書で依頼した。(平成17年7月7日済)	昨年同様、山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を確認し、製品の再流通を促す。	
徳島	①県内卸売販売業者におけるワクチン在庫、納品(見込み)量等把握 ②ワクチン不足時の国との連絡調整	県内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼		管内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼(定期の予防接種に必要なワクチン量の把握等を含む。)	設置の方向で検討中	今シーズンの注文量については、昨シーズンにおける使用実績の量を限度に注文していただくなど、関係者間で調整を図る予定である。	本県としては、昨シーズンと同様に、全医療機関の協力を得て卸売販売業者が随時過不足を調整する中で、県下の過不足総数を把握していく方向で検討中。(医療機関個別の過不足情報は健康増進課及び保健所が市町村の協力を得て各医療機関から収集。卸売業者の情報については業務課が収集。) なお、医療機関を全数調査する場合は、昨シーズンの経験から、1週間以上は必要である。 また、3日間での集約をするのであれば、地域の状況を推計できる一定数の医療機関とすべての卸売販売業者に協力を得る必要がある。(個別又は地域別の注文、納入情報の集約)事前に調査を予定している。	商慣習として定着しており改善は困難であると思われるが、関係団体に対し医師会等を通じて、返品を前提とした注文を避け適正な量の取扱いに努めていただくよう協力要請する予定である。	昨シーズンと同様に年内接種を動員していくが、本県での流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、市町村に対しては、「1月中旬」までを定期とするよう動員する予定。	・11月上旬、12月上旬の定期(予定)及び県内における不足の情報が多くなった場合は、医療機関、卸売販売業者の協力を得て、迅速に過不足状況を調査するとともに、融通について依頼する。 ・別途、医師会等の協力を得て、各医療機関に対して融通を呼びかける。 ・県内で調整不可の場合は、国に融通を要請する。 ・年末時点で医療機関における消費見込み量を把握し、可能な限り早期の返品を進め、1月接種用として融通を図る。 ・1月末までに回収、新たな需要に対応できるよう関係者に協力を求める。	
香川	インフルエンザ予防接種医療機関の把握、医師会、卸業者等との対策会議、インフルエンザ流行予測の還元等			予防啓発	有	注文量が前年の使用実績を上回らないように医師会を通じ、周知する。		返品を前提とした注文を行わないよう医師会を通じて周知する。	関係各課に、早期接種を要請する。	医療機関、卸売販売業者で融通について協議する。	
愛媛	インフルエンザワクチン供給体制の総合調整	高齢者等の予防接種に関すること。		担当課、市町村等との連絡調整及び協力	有	医療機関、卸売業者に全注文量が前年の使用実績を3割以上上回らないよう要請する。	定期在庫調査を実施する。(10月～2月) 卸売業者が調査したものを県が集計し、関係者へ情報提供する	大量の返品が生じないよう注文量を設定する必要がある	高齢者の定期予防接種広域化の期間(12月末)と合わせるよう市町村に依頼しているが、決定は市町村の判断による。	不足数量等の連絡を医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	高齢者の定期予防接種を広域化し、居住地の市町以外で接種できる体制とする 接種期間 10/15～12/31

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方					その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動員期限について	ワクチン不足の場合の対応について	
高知	卸売業者に対する在庫等調査及び卸業者から医療機関への適正な供給等についての指導	インフルエンザに関する情報収集及び医療業務課に対する情報提供			無 従来、本県でワクチンの流通が滞ることがなかったため。	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	卸売業者に対する在庫等の調査を適宜実施(医療機関の在庫調査は必要に応じて実施予定)	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	平成17年10月1日から平成17年12月31日まで	検討中	
福岡	卸売一般販売業者におけるワクチン販売実績、在庫本数の把握・融通に係るワクチン適正販売の指導	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 ・上記医療機関におけるワクチン保有数の把握		・インフルエンザ接種実施医療機関の把握及びワクチン保有数の把握	インフルエンザワクチン対策会議(第1回・9月開催予定)	・医療機関毎の昨年度の販売実績と本年度の予約状況について調査予定。 ・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・医療機関で保有するワクチン量については、必要に応じて調査を行う。	卸売一般販売業者における販売数量・在庫状況を10月以降、定期的(月1回)に調査 ・医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて調査を行う。	・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・医師会等を通じ、返品を行う医療機関については公表することが有り得る旨、説明する。	インフルエンザ予防接種実施要領(平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知)に基づき、市町村へ12月中旬までの接種動員を通知(7月11日発出済)	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、保健福祉環境事務所(保健所)を通じて紹介する。 ・ワクチンを保有する医療機関に対して、融通を依頼する。	
佐賀	卸売販売業者を通じての状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)		・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	設置済み	医師会を通じて前年の使用実績を上回らないよう要請を行う。また、卸売販売業者を通じて注文量の調査を定期的に行う。	卸売販売業者の調査は定期的に、医療機関の調査は不足情報入手後必要に応じて実施する。	医師会および卸業協会へ要請を行う。	昨年度から12月を限度とするよう市町村へ要請しており、今年度も、全市町村12月を限度としていただけると考えている。	医療機関等の状況確認を行い、接種可能な医療機関等を住民へ情報提供する予定。	
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町村に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供		・管内市町村に対する予防接種の指導調整 ・管内医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・地域住民に対するワクチン使用の情報提供 ・管内医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	有(H16.10.1設置済み)	医療機関等、卸売販売業者等に前年使用実績を上回らないよう要請	医療機関等・・・ 卸売販売業者の在庫本数、予約済み在庫本数、販売会社からの納入予定、納入本数等の定期的調査	関係機関等へ返品を前提とした注文及び在庫管理は行わないよう要請	市町村に対し12月末までの間に接種期限を設定するよう依頼	(県内の融通)供給不足の地域に、余裕がある地域から融通を図る。(他県からの融通)供給不足が明らかになった時は、厚生労働省血液対策課へ状況を報告し融通を要請	
熊本	医薬品卸業者及び卸売販売業者の在庫把握及び供給調整の要請、医師会等への情報提供	医療機関の在庫把握、需要調整の要請及び情報提供		管内医療機関及び市町村の連絡調整、相談窓口	無(昨年度の体制に基づき、文書等による協力依頼を行い、必要に応じて、会議を開催することで対応する。)	予約量が前年度の使用実績を上回らないよう医療機関に要請を行う。(文書により通知予定)	一部の地域でも不足が生じた場合、迅速に調査を行う。 (事前に文書により協力依頼予定) 医療機関→県(保健所)→卸売業者→県	医師会及び卸業協会に対し、分割注文・納入により返品が生じないよう文書で通知予定	「実施要領」通知文に基づき、文書により通知予定	接種可能な医療機関等についての情報提供、医療機関等に対する融通協力依頼等(国の通知に沿って対応する)	
大分	医薬品卸業者及び医療機関の在庫調査	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知及び予防接種法に基づく接種期限の設定指導		接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知	有	関係者に対して、平成17年6月29日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。	シーズン中の適当な時期に調査を実施する。	関係者に対して、平成17年6月29日付け厚生労働省三課長名通知を周知した。	平成17年12月末	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	
宮崎	医薬品卸売一般販売業者への指導及び在庫調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請。 インフルエンザ接種実施医療機関への指導及び在庫調査。	医療機関に対する情報提供。	管内の医療機関、県民からの相談窓口	設置予定日:10月	県内の卸売一般販売業者に医療機関からの初回注文量が、昨年度の使用実績を上回らないよう協力を求める。 さらに、インフルエンザワクチン確保連絡会議を開催し、その徹底を図る。	卸売一般販売業者への在庫調査を定期的に実施する。 医療機関への在庫調査については、必要に応じて実施する。	関係機関等へ返品を前提とした注文及び在庫管理は行わないよう要請する。	高齢者に対象とした定期予防接種の実施主体である市町村に対し、予防接種法に基づく定期予防接種の実施期間については、インフルエンザの流行シーズンに間に合うように、12月中旬までに接種を終了することが望ましいことから、円滑に予防接種が行われるよう依頼する。	医療機関における在庫状況を把握し、医療機関と卸売一般販売業者との調整を図るとともに、保健所並びに医師会に県民からの相談窓口を設置する。	
鹿児島	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関する事等			各地域医師会、卸売業者との連絡調整に関する事等	本県では、これまでも既存の県予防接種対策協議会の中で、インフルエンザワクチンの供給対策等について協議してきた経緯があり、今後も引き続き同協議会を活用して協議することとしているため。	県医師会、県卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう依頼した。	卸売販売業者については、在庫数量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認することとしているが、医療機関等については、ワクチンが不足する事態が生じた場合に検討することとしている。	県医師会、県卸業協同組合を通じて、改善を依頼することとしている。	12月末までに設定してもらおう各市町村に依頼することとしている。	医療機関でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう医療機関へ依頼する。必要に応じて医師会を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。	
沖縄	医薬品卸業者の調査、指導を担当	市町村への早期接種を要請		地区医師会に属さない医療機関の調査	インフルエンザワクチン供給体制検討会議を設置	医療機関と問屋間での調整に任せ、問題があれば、会議を開き改善を要請する。	医療機関の在庫は卸売業者を通じて行う。 卸売販売業者については、定期的に報告を求める。	原則、医療機関からの返品が出来ない旨の指導を行い、過剰在庫をしないよう働きかける。また、昨年同様、国には返品を制限する通知をお願いしたい。	在庫調整が可能な年内に接種を完了するよう市町村に対して働きかける。	備前解消のための融通や在庫医療機関への患者の誘導などを行う。状況によっては国へ追加要求を行う	